

移動通信システム等制度WG 第4回会合における主な意見

**令和3年6月
事務局**

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【周波数再編・周波数割当てに関する課題】

○ 構成員からの主な意見

- ・ 実際に守られないような計画を評価に使うこと自体が比較審査の性能を下げてしまうので、必ずやるべき項目、人口カバー率などについては、必ず満たすべき最低基準を総務省が設定し、より優れている事業者は誰なのか、もしくはより適切な電波利用ができるのは誰なのかを比較審査する項目からは外すべきではないかと思う。（黒田構成員）
- ・ エリアのカバレッジの達成状況や品質等について、きちんと検証をすることも一つの考え方ではないかと思う。（飯塚構成員）

○ 事業者からの主な意見

- ・ 今春行われた東名阪以外の1.7GHz帯の認定状況を、1つのケーススタディーにしながら、透明性・公平性の観点で検証して、深掘りをし、今後の制度整備に生かしていくべきかと思う。例えば、透明性の観点では審査プロセスにおける内容の公開、パブリックコメントをどのようにして行ったかなどの、妥当性についてである。（株式会社NTTドコモ）
- ・ 周波数再編は、周波数有効利用が最大の目的と認識しており、今後の5G、Beyond 5G時代にふさわしい帯域幅あるいは帯域拡張と合わせた再編プランの御検討をお願いしたい。（KDDI株式会社）
- ・ 割当て後の検証について、電波をいかに有効活用できているかというところの基本に立ち返っていくべきかと思う。再割当てをしたうえで、新規事業者がさらにいろいろ良くしていくメリットもあろうかと思うので、本当に有効活用できているかという実績を、有効活用の観点で、検証、還元、それから次の評価へとつなげる、といったサイクルにしていかなければ全体的に形の良いものになっていかないと考えている。（株式会社NTTドコモ）

【背景1-1「電波の有効利用」と「モバイル市場における公正競争の確保」の関係について】

■ その他関連する意見

○ 事業者からの主な意見

- ・ 公正競争のみに特化された一過性の周波数プランあるいは各周波数の細分化が、むやみに進んでしまうということがないように要望したい。諸外国の事例で挙げられている再編の事例は、周波数ブロック自体の再配置、ブロック単位の変換の事例であり、周波数ブロック内の一部縮退という形とは、装置の技術的対応や、縮退作業の難易度が大きく異なる点も御理解いただきたい。（KDDI株式会社）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-2 周波数の固定化への対応について】

■主な意見

○ 構成員からの主な意見

- 比較審査で条件をつけずに、一度、開設計画が終了した後は5年ごとに毎回比較審査をやることにしておいても良いと思った。毎回比較審査をやることにしておき、競願が出なかったというデータを残したり、駄目元でも競願を出してみることによって、審査をする側も評価をする側も、経験を積み上げることができるようになり、比較審査がより洗練されたものになっていくことが期待される。（黒田構成員）
- ある程度、期限を区切った上で再割当てをして、何らかの形で審査をする方向性は妥当なものとする。（永井構成員）

○ 事業者からの主な意見

- 開設指針策定等に進む前に、実施の御判断については、国家戦略に直結する今後の5G展開、社会的経済影響等々、あるいはお客様サービスの品質担保など、享受するものに対して損なうものについても電監審への諮問のステップに際して十分、御評価、御検証いただくプロセスが必要。（KDDI株式会社）

■その他関連する意見

○ 構成員からの主な意見

- 透明性を確保しつつ公正・中立な手続とのことだが、あるタイミングで採用されたロジックが、それ以降も同様に、考え方を適用して再割当てに使えるような再現性のある手続であることが望ましい。（黒田構成員）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-3 既存免許人とそれ以外の事業者の競願について】

■ 主な意見

○ 構成員からの主な意見

- ・ 既存免許人の利用者への影響は既存免許人がその事業者の責任として行うことを確保し、既存免許人を保護しながら、それにより周波数の移行が遅れることや、時間が余計にかかることが起きないようにすることが重要である。（黒田構成員）

【背景1-4 周波数の再割当てに係る既存免許人の予見性の確保及び投資コストの回収について】

■ その他関連する意見

○ 構成員からの主な意見

- ・ 特定基地局の開設指針について、今後、長期で電波の有効活用のサイクルを回すことになると、都度必要な事情を考慮して柔軟に対応するという方針から、一度決めたことは変えずに、予見可能性の高い状態でサイクルが回り切るまで見守る形に、電波配分政策の心づもりを変えていただく必要がある。（巽構成員）

○ 事業者からの主な意見

- ・ これまでの電波行政の中で、ライフラインたる携帯電話の5GあるいはBeyond 5Gの基盤整備を含めたネットワーク展開にブレーキがかからぬよう、併せてユーザーサービスが後退することにならないよう、十分な予見性を確保できる仕組みづくりが必要である。特に制度の初回実施に向けては、10年単位の期間で十分に準備をさせていただきたい。（ソフトバンク株式会社）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-5 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間について】

■ 主な意見

○ 構成員からの主な意見

- 同一システムや移動体通信システム間での移行が行われた諸外国の事例では、日本のシステム間移行の期間よりもはるかに短い期間で移行がされていた。これを踏まえると、このシステム間移行の期間を、検討の目安とするのはおかしいのではないか。これは移動通信システム間の移行なので、諸外国の移動通信システム間の移行の期間を目安とするべきではないか。（黒田構成員）
- 将来使用する周波数に関する比較審査をあらかじめ行っておくことになる点は今までの比較審査と異なると思う。比較審査をした時点と実際に使い始める時点で大きな差があることで、実際に使い始める時点で、認定の要件が満たされているかの再確認が必要になってくるのではないか。例えば財務基盤が、何年か経った後に、まだ充足していて基地局を展開する経済的な基盤であるか、その他の能力があるかはそこで再確認しても良いと思う。（永井構成員）
- 3年から7年程度の移行期間の実績が示されているが、その中には協議をしている期間などが含まれていると思う。合意を前提とする以上、協議期間が長くなってしまいがちであるので、例えば使用期限が5年後なのに協議に3年、4年かかっていると、残り1年しかなく、そういう場合には、あまり終了促進措置を使いたいというインセンティブが働かなくなる。一方で、例えば使用期限までに10年などの長い期間があれば、相対的にはインセンティブが働きやすくなる可能性がある。（永井構成員）

○ 事業者からの主な意見

- 予見性の確保の観点で、事業者のほうで投資回収も鑑みながらサービス展開をするモチベーションも加味した期間が必要である。技術の進展と現状を踏まえて、バランスの取れた期間の設定について検討いただきたい。（株式会社NTTドコモ）
- 既存免許人の周波数の使用期限の設定については、予見性の確保と実効的な移行期間等を十分考慮していただき、事業者間の合意のうえで定めていただきたい。（KDDI株式会社）
- 私ども携帯電話事業者は、至らぬ点がありながらも、責任を持って、ユーザー様に御迷惑をかけないという視点で、管理、計画、実施させていただいていることから、予見期間としては十分なものが需要である。使用期限についても、ユーザー保護の重要性を考慮した十分長い期間が必要ではないか。（ソフトバンク株式会社）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-6 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の円滑な移行方法について】

■ 主な意見

○ 構成員からの主な意見

- 従来、移行対象となっていた無線局は、完全に周波数を引越すことが必須だったが、今回は周波数を携帯キャリアが幾つか使っている中の1つがなくなるもしくは増えるかになり、その周波数がなくても、ビジネスが完全にできなくなるわけではないので、従来と比べれば周波数を引越さなければいけないというプレッシャーが相対的に弱くなることも配慮しないといけない。（永井構成員）
- 既存キャリアが周波数を早く手放すインセンティブをどう作るか、その制度設計が重要になってくると思う。これがうまく機能すれば、国が新しい周波数の割当てを行ってから使用期限までの間は、諸外国で行われている二次取引と実質的に同じようなことが起こり得るのではないかと。このような二次取引のような状態が起これば、それは1つの経済合理的な手段と考える。（永井構成員）
- 既存キャリアが割当済の周波数に定められた使用期限まで金銭を受領せずに使い続けるのが良いのか、あるいは手放して一時金をもらうほうが良いのかといった選択になれば、従来の終了促進措置で考えられてきた引越し代とは全然桁数の違うものになる可能性もあるので、費用負担の範囲は限定せずに、もっと広くしておいたほうが良い。（永井構成員）
- 早期に周波数を移行するという方向性自体は合意できるが、その具体的な時期や負担金額の調整が調わないといった状況を前提とするのであれば、あっせん等が機能する場面も想定し得る。（永井構成員）
- 技術的な課題で移行時にコストがかかることを避けるべきという点には強く同意するが、ソフトウェアによる帯域変更機能の具備や、レピータなどソフトウェア更新で対応できるものは、今後、積極的に導入していくことが重要。フィルタやアンプといったハードウェアで構成されるものは、帯域限定で作られているものであり、もう少し長期的な技術開発の進展も見なければいけないので、この点を配慮した上での制度設計が、今後、必要になるのではないかと。（藤井構成員）
- 究極的には、基地局シェアリングのような形が推進されると、フィルタが不要になったり、ダイナミックな帯域可変も可能になるので、基地局シェアリングの推進も今後、恐らく重要な要素になってくるのではないかと。（藤井構成員）

○ 事業者からの主な意見

- ソフトウェアの技術等々をもっと進展させて柔軟にできるように工夫をしていく必要がある。（株式会社NTTドコモ）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-6 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の円滑な移行方法について】

■その他関連する意見

○ 構成員からの主な意見

- 新規の免許人から既存免許人への支払いというスキームが説明されているが、既存免許人から新規業者へ移行に時間がかかることへの保障も制度としてあって良いのではないか。特に新規参入の促進をする意味で重要になってくると思う。（黒田構成員）
- 既存免許人から新規業者へ金銭を支払うパターンについては、国が使用期限を早めに設定するか遅めに設定するのかという問題もあるが、少なくとも、仮に使用期限よりも既存キャリアの周波数移行が遅れた場合には、電波法令上の制度として想定されていなくても、新規業者が本来使えるはずの周波数の使用が妨げられることになるため、民事上の損害賠償責任等を負う可能性は法的には考えられる。（永井構成員）
- あっせん・仲裁を申請できる仕組みを使う場合、委員会の仲裁の仕組みが本件に適しているのかを見極める必要があると思う。そもそも仲裁は双方の事業者が同意しないと始められない手続であるため、事業者の自発的な話し合いではうまくいかない事例は、大臣の命令に移行せざるを得ない例もあるかと思う。（巽構成員）
- 当事者間での合意が難しい状況が現状で明らかになっている。現在の状況でどのぐらい合意に達しそうな可能性があるかをある程度把握しておくことも必要ではないか。また、仲裁で解決できそうにない問題なので、合意形成において、客観的もしくは中立的な立場から、妥当・適切であるかを判断するような第三者機関が必要ではないか。（飯塚構成員）

○ 事業者からの主な意見

- 移行時のコストや期間に関する具体的な検討作業を、競争下にある事業者間に全て委ねると難しいということであるので、中立的に評価・検討できる仕組みとして、事後的な紛争処理というよりは、もう少し前の段階から関与していただくことも必要と考えており、ぜひ御検討いただければと思う。（楽天モバイル株式会社）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-7 いわゆるプラチナバンドの周波数再割当てについて】

■ 主な意見

○ 構成員からの主な意見

- 具体的にプラチナバンドを使いたいという提案も出ており、このワーキンググループは細かいことまで技術的な議論をする場ではなかったため、扱い切れていない部分の深掘りは早めに始めて、キャリア各社の意見の違いは埋めていく必要がある。（藤井構成員）
- 事業者から出ている再編・移転は既存 3 社の帯域の一部を使うことがあるので、影響とコストが大きい提案になっているのではないかと。再編後の条件不利地域のカバー率の向上や、周波数の有効利用まで考えると、分割すると周波数は技術的には有効利用が下がってしまうことがあるので、それを超えてでもメリットになるという十分な計画や、それに対する覚悟をしっかりと確認してから進めることが重要ではないか。（藤井構成員）
- 公正な競争環境の整備の意味では、周波数帯をそろえていくことも必要となってくる。既にプラチナバンドを持っている事業者と競争する事業者の立場から、競争上、重要な帯域だと思うので、今回の周波数再割当ての制度の検討と並行して、個別課題についても早急に検討の深掘りを行うことが必要。（中島構成員）

○ 事業者からの主な意見

- 基本的には、大枠としてプラチナバンドを例外扱いしないことで、まずはきちんとした枠組みを作るという議論の方向性は賛成である。（楽天モバイル株式会社）
- 公正競争の確保の観点から、周波数の特性上、プラチナバンドがないと、競争上不利であることを再三強調させていただいている。プラチナバンドは、カバレッジ対策のためには必須であると考え。具体的な検討作業も、ぜひ同時並行的に深掘りをしていただければと思う。（楽天モバイル株式会社）
- 周波数再割当てについて、電波の有効利用につながるよう、普遍的なルールになり、社会並びに利用者が寄与する利便性が最大化するような制度になるべきと考える。（株式会社NTTドコモ）
- 周波数有効利用のための再編とその仕組みについて、恒久的制度を整備することについては賛同する。（KDDI株式会社）
- 周波数再割当てについて、恒久的な制度を確立してから進めることに賛同する。（ソフトバンク株式会社）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-7 いわゆるプラチナバンドの周波数再割当てについて】

■ その他関連する意見

○ 事業者からの主な意見

- ・ 移行費用について、3 Gのサービスが終了してから数年のタイミングは、全体として誰が負担するか別にして、その負担自体は少ないと思われる。3 Gで使っていた周波数を再編する、再配分することになれば、その移行については基本的には問題ないということかと思う。ぜひそのタイミングが捉まえられるように御配慮いただければと思う。（楽天モバイル株式会社）
- ・ 審査の内容、項目、配点、検証をする中であるべき公平性は、社会全体、ユーザーの方々、消費者の皆様方への還元をどう見るかという点で、在り方の検討の深掘りが必要かと思うので、具体例を用いながら検証、検討を進めていくべきである。（株式会社NTTドコモ）
- ・ ユーザーの方々にサービスを御活用いただいている実績で、エリアの品質的な面や、エリアのカバレッジの面を踏まえた検証が必要かと思う。その検証結果を、競願時、これから行われていくべき周波数の再割当て、再配分等についても、しっかりと見ていくべきである。社会や消費者の方々に還元している、周波数を有効活用している実績も加味しながら審査などしていくことも考えていくべきではないか。（株式会社NTTドコモ）
- ・ 開設指針の比較審査基準についても、電波の有効利用や計画の実効性を十分御評価いただきたい。また、審査項目や配点等についても、事前にパブコメを募集していただく等、評価の公平性、透明性の確保をお願いしたい。（KDDI株式会社）
- ・ 第一段階として、多少小さな帯域幅になるかもしれないが、標準化済みあるいは標準化が比較的容易な候補帯域を含めて、携帯電話以外の帯域の効率化などの検討の余地もあるのではないかと考えている。（ソフトバンク株式会社）
- ・ 再配分に係る費用については、私どもが試算した金額感であれば、負担する覚悟がある。（楽天モバイル株式会社）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【背景1-8 いわゆるプラチナバンドなどを保有する移動通信事業者に期待される役割について】

■ 主な意見

○ 構成員からの主な意見

- 条件不利地域における無線局の開設を独立の審査項目にすることと、努力義務とが相まって、全国あまねく公平にサービスを提供するという核心部分に関しては、ユニバーサルサービスを導入したと理解できるのではないかと。これは、デジタル化時代のデジタル・ディバイド解消等のほかの政策との関係でも重要な点だと思う。（巽構成員）
- カバレッジ義務について、ヨーロッパの動きでは国によってもケース・バイ・ケースだが、割当て料の減免や免除など、カバレッジ義務を満たす代わりに、設備投資を相殺する意味で、割当て料を免除することがある。それから、国によって、条件不利地域では既存事業者が共同で合資会社を作り、インフラシェアリングをやっているケースもあるので、いかに効率的にかつ消費者の方々に利益が還元できるかを、引き続き考えていく必要がある。（飯塚構成員）

■ その他関連する意見

○ 構成員からの主な意見

- プラチナバンドは、いわゆる条件不利地域ではなく、地下、ビルの奥、ビルの陰など電波が入りにくいところもエリアカバーとして重要で、実際の利用者数の観点でいえば、地下やビルの陰、大規模な建物の中のほうが恐らく人数が多いはずである。よって、条件不利地域だけを挙げてエリアカバーを検討することは、制度の考え方として少し問題があるのではないかと。（黒田構成員）

3. 端末の免許手続の在り方

【背景3-1 端末免許手続の緩和及び留意事項（端末に係る電波利用料の取扱い等）について】

■ 主な意見

○ 構成員からの主な意見

- 端末の免許について、事業者ごとに異なる周波数を利用する考え方を採用しているが、近年の端末は、複数のSIMを差すことができたり、eSIMの普及を促進していることもあり、端末と事業者が必ずしも一対一応じていない現状があるため、この考え方を継続するのは端末の多様性やeSIMの普及の阻害要因になってしまうのではないかと懸念している。（黒田構成員）

4. 今後のBWAの在り方

【背景4-1 地域BWAについて】

■ 主な意見

○ 構成員からの主な意見

- 地域BWAが日本全国まだ使われてないところがある状況だと認識している。例えば全国BWAが、帯域を地域に限って拡大すると、周波数利用の意味では有効利用につながるのではないかと。（藤井構成員）
- 地域BWAが今使っている、もしくは今後使いたいときに、その利用を排除しない仕組みが必要ではないかと思うので、うまく共存する仕組みを考えて、最終的に周波数有効利用につながるような仕組みが必要ではないか。恐らく基地局のインフラシェアリングのような形で、両方のサービスを共存させたりする方法は今後考えられると思うので、検討いただきたい。（藤井構成員）

5. その他

○ 構成員からの主な意見

- 携帯ブロードバンドについては、競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みなので維持運用経費について支援を行う必要はない、と今の段階では整理されているが、これが確保されるかどうかを含めて、慎重に見ていき、また割当ての議論でもしっかり同期が取れるように、きちんと政策体系を整理していく必要があると思う。（穴戸主査）
- 合併により参入をできなくしてしまったことが今後の電波配分制度として良いのかを再検討することが必要ではないか。（黒田構成員）
- 長期で電波の有効活用のサイクルを回すためには、事業者の側は自分たちの持っている情報を、信頼できる場で全部出していただき、行政の側も自分たちの考えていること全部出していただき、ある種、腹を割って話せるフォーラムが必要になる。各種の審議会がそのような機能を果たすかは分からないが、結局は行政と事業者の在り方全体にかかっていることを申し上げたい。（巽構成員）